

### 軽自動車等の車検には軽自動車税(種別割)納税証明書が必要ですよ

図 税務課 ☎65・65008

車検に必要な軽自動車税(種別割)納税証明書の取得方法は納付方法により異なります。

#### 【納付書払い】

納税証明書は納税通知書に連なっています。コンビニ等で納付後、押印されたものを使用してください。

#### 【口座振替・キャッシュレス払い】

納期限(5月31日)までに納付した人に、6月中旬に納税証明書を郵送します。



▲市税の納め方



▲軽自動車税納税証明書(継続検査用)

※6月中旬までに納税証明書が必要な場合は次のものを持参し、税務課、北部振興局からし窓口課または各支所へお越しください。

- ①本人確認書類
- ②引き落としが記帳された通帳(口座振替の場合のみ)

※対象車両の軽自動車税(種別割)に滞納がある場合は、納税証明書を交付できませんので、担当課までお問い合わせください。

### 軽自動車税(種別割)の減免申請は5月末までです

図 税務課 ☎65・65008



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

#### 【対象者】

しょうがいの区分および等級、所有者、運転者、使用目的など一定の要件を満たす人

#### 【申請期間】

5月2日(月)～31日(火)

#### 【申請場所】

税務課、北部振興局からし窓口課、各支所

#### 【必要書類】

- ①身体障害者手帳等
- ②運転者の運転免許証(写し可)
- ③自動車検査証(写し可)

※その他生計同一証明書、通院・通学・通勤・通所証明書が必要な場合があります。

※詳細については、市ホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。

### 野焼きは法律で禁止されています

図 環境保全課 ☎65・6513



一般家庭や事業所から出るごみを畑やドラム缶などで焼却処理する野焼きは、法律により原則禁止され、罰則もあります。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出る可能性があります。

野焼きは、法律上の規制もありますが、近隣に迷惑をかけないということが重要であり、例外とされている野焼きの場合であっても、周辺から煙や悪臭で苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象となります。風向き等も考慮してください。

#### 禁止の例外

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：どんど焼きなど地域の行事における必要となった門松、しめ縄等の焼却)

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の

#### 焼却

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの(例：たき火、暖をとるための落ち葉や薪の焼却、バーベキュー)

○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

#### 野焼きの罰則

違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰せられ、行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。また、法人にあつては、3億円以下の罰金に処せられます。

※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物・事業活動に伴って生じた廃棄物(の焼却や常習性がある等の悪質な場合には、警察署へ連絡してください。

### 不法投棄をなくしましょう

図 環境保全課 ☎65・6513



#### 不法投棄とは

山林や河川、道路、琵琶湖岸などに、家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみを捨てての行為です。

不法投棄が行われると、まちの美観が損なわれ、悪臭や周辺の土壌・水の汚染など様々な自然環境に悪影響をもたらす場合があります。

#### 不法投棄は犯罪です

不法投棄した場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により罰則が科せられ、行為者5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰則に処せられ、またはその両方に処せられます。また、法人にあつては、1億円以下の罰金に処せられます。

#### 土地所有者の皆さんへのお願い

土地・建物の所有者・管理者は、その場所を清潔に保つよう努めてください。もしごみが捨てられ、行為者が特定できない場合は、自らの責任で処理しなければなりません。

そのため、不法投棄への防止対策が重要となります。不法投棄やポイ捨てを未然に防ぐためには、啓発看板を付けたリ、日ごろから簡単に人が立ち入りできないようにするなど、ごみを捨てられにくい場所づくりが必要です。

地域の不法投棄防止活動を支援します

①きれいなまちづくりパートナーシップ事業

不法投棄を未然に防止するため、次に定める活動に取り組み自治会等に対して、補助金を交付します。

#### 【要件】

- 不法投棄防止パトロール 年10回
- 散乱ごみの収集 年2回
- 不法投棄防止のための周辺環境の整備

または啓発活動 年1回

#### 【補助金額】

上限15万円

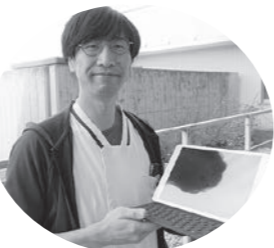
※補助金の対象となる経費等、詳しくは、事前に担当課までご相談ください。

#### ②自治会への啓発看板の配付

ポイ捨て禁止の啓発看板等を配布しています。配付を希望される自治会は、担当課までお越しください。

※配付できる枚数には限りがあります。また、看板の設置に必要な手続き等は、各自治会でお願います。

### お元気ですか



長浜病院訪問看護ステーション 管理者 河野 智一

#### 看護師がご自宅へ訪問するサービスをご存じですか。

看護師といえば、病院や外来診療所で働いている印象がありませんか。

今回は看護師が自宅に訪問し、看護を提供する「訪問看護」と長浜病院訪問看護ステーションについてご紹介します。

訪問看護は病気やしょうがいのある人が住み慣れた地域やご家庭で自立した療養生活を送れるように看護師が自宅に訪問し、病状や療養生活の課題に応じた看護ケア(「ハビリ含む)を提供するサービスです。

当ステーションには、がん性疼痛看護認定看護師、特定行為研修を修了した看護師(特定看護師)を含む11人の看護師と1人の理学療法士が在籍し、24時間対応可能な体制で運営しています。そして地域の診療所や施設、併設病院の各部門と連携し、質の高い在宅看

護の提供をめざしています。

近年、自宅で最期まで過ごしたいと望む人や、医療機器管理、医療処置が必要な人が増えています。皆さんの「自分らしく過ごせる場所」で、最期まで「過ごしたい」という希望に寄り添い、苦痛や不安を少なく過ごせるよう、かかりつけ医や他職種と連携し、適切な緩和ケアが提供できるよう心がけています。

当ステーションでは、原則医師が実施する医行為(特定行為)を、医師の許可を得た特定看護師が医師に代わって自宅で実施するといった新しい取り組みを始めています。

また、今年度から患者さんへのサービスの質の向上のためにタブレット端末等を利用したICTを導入しました。これらを活用し、訪問看護を必要とする皆さんによりよいサービスが提供できるよう努めていきます。

訪問看護は赤ちゃんから高齢者まで、年齢に制限なくご利用いただけます。まずはかかりつけの医師、看護師、担当ケアマネジャーや行政窓口等にお気軽に「ご相談ください。

図 市立長浜病院 ☎68・23000(代表)